

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会高松地域委員会（第40回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会高松地域委員会庶務）

### 1 日時

平成28年3月2日（水）13：15～13：40

### 2 場所

高松高等裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）川染節江，古賀正二，田中浩三，

豊澤佳弘（委員長），本多八潮（敬称略。五十音順）

（庶務）渡邊泉高松高等裁判所事務局総務課長

（説明者）下津健司高松高等裁判所事務局長

### 4 議題

平成28年10月から平成29年1月までの再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

### 5 議事

#### (1) 中央の委員会の議事内容等について

庶務から，第71回ないし第73回の下級裁判所裁判官指名諮問委員会議事内容の骨子の説明がされた。

#### (2) 審議資料等について

ア 本日の審議資料について説明がされた。

イ 最高裁から中央の委員会に諮問された平成28年10月から平成29年1月までの裁判官指名候補者について説明がされた。

#### (3) 裁判官指名候補者に関する情報収集について

ア 裁判官指名候補者については，勤務庁に対応する検察庁及び弁護士会に対し，指名候補者の名簿を提供して情報収集を行う。具体的には，上記庁会に所属する検察官又は弁護士が指名候補者の指名の適否に関する

情報を有する場合には、一定の期間、各個人から当地域委員会宛てに直接情報を提供してもらうこととし、その提供期限を5月19日（木）とした。

イ 検察庁及び弁護士会に対する情報収集の依頼文書に周知の際の留意事項を付加して修正した。なお、依頼文書の文案に関し、田中委員から、「適切な情報提供の在り方に関する中央の委員会の議論の趣旨は理解できるものであるし、その趣旨に基づく文案ということであれば本修正はやむを得ないと考えるが、文案を見る限りでは、幅広く情報収集を図るという本来の趣旨が伝わりにくくなっており、却って情報提供を拒むかのような印象を弁護士に与えるのではないかとの懸念を払拭することができない。」との意見が出された。

ウ イの修正に伴い、これまで弁護士会に送付していた注意喚起の依頼文書は、イの依頼書の留意事項と内容が重複するため、送付しないこととした。

#### (4) 地域委員会に寄せられた情報の取扱いについて

ア 地域委員会が受け付けた情報は、次の委員会の期日までの間、いつでも閲覧ができるよう高裁総務課事務室にファイリングをして備え置き、情報が寄せられた旨をその都度各委員に連絡することとした。

イ 情報が集まってくる過程で何らかの問題が生じた場合（提供期限を徒過した場合等）には、委員長と委員長代理とで協議し、必要な場合には各委員に持ち回りの方式で諮り進めることとした。

## 6 次回期日

次回期日は、5月26日（木）午後1時15分とした。